随意契約結果表

担当課名	介護保険課		
案件名	介護給付適正化事業運営支援業務委託		
案件の概要	介護給付適正化を推進するためケアプラン点検(9事業所)、ケアプランのヒアリングシートの事業所への送付・確認(年1～2回の実施(200ケース程度)、ケアマネジャー向け研修(年1回約2時間)を実施する。また要介護認定データ、介護給付実績データをJMCに提供し介護給付適正化システム(トリトンモニター)に取り込み、介護保険事業計画の進捗状況等に資する分析等を行う。		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契約年月日	令和　7　年　5　月　15　日	契約の相手方	ジェイエムシー株式会社大阪支店
契約金額	3,201,000 円　(うち消費税相当額　291,000 円)		
契約期間	契約を行った日　～　令和　8　年　3　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	本事業は、要介護認定データ、介護給付実績データを介護給付適正化システム(トリトンモニター)で分析し、介護保険事業計画の進捗状況の確認、給付費の分析等を行い、実地指導等の給付適正化業務の適正化、効率化を図るとともに、介護サービスの提供の根幹となるケアプランの質の向上を図るため、システムからヒアリングシートを出力し、ケアプラン内容の確認及びヒアリングをケマネジャーに対して実施するものである。 介護給付適正化システムであるトリトンモニターは、県下では尼崎市、明石市、宝塚市をはじめ18を超える市町が導入しており給付分析ソフトとして実績のあるものである。 各市においては、ソフトウェアを購入し分析用端末に設定したうえで使用しているが、当市では、実効性を確認するため、システム導入ではなく、システムによるデータ分析等を業務委託で行う。 トリトンモニターは、株式会社千早ティー・スリーが開発しており、販売代理店を通じて提供されておりジェイエムシー株式会社もその一つであるが、データ分析やケアプラン点検、ケアマネジャーへの研修といった給付適正化事業を実施している事業者は、ジェイエムシー株式会社のみである。 また、ジェイエムシー株式会社は、第8期三田市介護保険事業計画の策定業務委託受託業者であり、介護保険事業計画の進捗状況の確認にも適している。 以上のような点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)の規定により、ジェイエムシー株式会社と単独随意契約を締結するものとする。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		